

三重県防災行政無線通信設備点検整備要綱

第1章 総 則

(目的)

- 1 この要綱は、三重県防災行政無線通信の取扱等に関する訓令（平成6年訓令第6号）第28条に基づき点検整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(保守従事者の留意事項)

- 2 保守業務に従事する者は、次の事項に留意しなければならない。
 - (1)無線施設を常に所期の機能に保持して良好な通信が確保できるよう努めるとともに障害は、これを未然に防止するよう配慮すること。
 - (2)作業は、迅速、正確に行いその責任の所在を明らかにすること。
 - (3)常に回線の状況を把握しておくこと。
 - (4)保守業務のため、回線を一時中断する必要があるときは事前に該当する無線局の通信担当者にその旨連絡し了解を得ること。

第2章 点検及び試験

(点検の種類)

- 3 点検とは、定期的に行う定期点検及び機器不良発生時等に臨時に行う臨時点検をいう。

(定期点検の周期並びに項目)

- 4 定期点検は、別紙1に定める周期並びに項目で行うものとする。

また、各点検項目の内容は、別紙2によるものとする。

(臨時点検及び試験)

- 5 臨時の点検及び試験は、特に運用上必要と認めたときに実施しその方法等は定期点検の中からその目的に添って行うとともに、特にその機能上必要と思われる試験を含むものとする。

(実施上の留意事項)

- 6 定期点検、臨時点検及び試験を実施するときは、次の事項に留意しなければならない。
 - (1)計画的かつ能率的に実施すること。
 - (2)作業は原則として閉散時に実施すること。
 - (3)作業のため回線の運用に支障を来すおそれがある場合は、できる限り予備機を代替使用する等の措置を講じてから実施すること。
 - (4)県民センター及び県出先局、市町局等の点検、試験を行うときは計画予定を事前に当該無線局の通信担当者に通知して行うこと。
 - (5)大雨等の準備体制以上の配備が行われたときは、原則的に点検は行わないこと。

第3章 障害の修理

(障害の種類)

- 7 障害は次の場合をいう。
 - (1)回線が中断し運用できなくなった場合

(2)回線の能率が低下して運用に適しなくなった場合

(3)施設の機能が低下または停止した場合

(4)機器の障害が検出された場合

(修理の時期)

8 障害は直ちに修理し、別紙3の無線局点検修理報告書を提出しなければならない。

(修理の方法)

9 障害が発生した場合は、その故障箇所が無線機自体であるときは、原則として予備機に切り換えて実施し、予備機のない場合は、次に留意して行うこと。

(1)障害の修理が回線の運用に支障をおよぼす場合は、できる限り短時間に行うこと。

(2)障害の修理が回線の運用に直接支障のない場合は、適宜それぞれの方法で速やかに修理すること。

(3)回線の運用上応急的な修理を実施した場合は、時期をみてなるべく速やかに完全な修理を実施すること。

10 障害が、回線構成に起因する場合は、回線の改善措置を速やかに実施すること。

第4章 保守用物品

(保守用物品の常備)

11 保守用物品は点検、試験及び障害修理に際して速やかにその目的を達成するため必要な物品を常備しておくこと。

(保守用物品の調達)

12 保守用物品の調達にあたっては、良質なものを調達するよう心掛け、新たに性能の良いものが開発された場合は、現用品と比較し優位であるときは、それと置き換えるよう努めること。

13 物品の品種、規格別に整理し、その員数は明確にし無駄のないよう努めること。

第5章 雑 則

(作業の安全)

14 高所における作業及び高圧電気に関係した作業を行う場合は、服装、安全帯、携帯工具等を特に綿密に点検し周到な注意をはらって実施しなければならない。

(附則)

この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月12日から施行する。

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。